

# 【協友建設株式会社行動計画】

～女性活躍推進法に基づく～

令和5年12月1日策定

労働者全体の残業時間を月平均50時間以内とする

1. 計画期間 2023年 12月 11日 ～ 2028年 12月 10日

2. 取り組み内容

- ・労働監督署に届け出ている三六協定の残業上限時間は80時間ですが、労働者のライフワークバランスを整え、生活全体を充実化させるために残業時間の削減に努めます。

<対策>

2023年12月 当社代表による女性活躍推進に向けた取組方針推進の宣言。  
全体ミーティングで取組内容の周知を図るとともに、  
制度に関する文書の事業所内での備付け。

毎月 毎月毎にミーティングにて、残業時間が多かった場合には  
その原因を話し合い、改善のための方策を立て、実行する